

令和6年度土佐れいほく公式観光ガイドブック制作委託業務

仕 様 書

1 業務名

令和6年度土佐れいほく公式観光ガイドブック制作委託業務

2 目的

土佐れいほく地域は、吉野川でのラフティング等、自然資源の魅力を生かしたアウトドアが強みである。一方で、人気の観光コンテンツが少ないことや集客の偏りが見られ、エリア内の周遊や滞在時間の短さに課題を感じている。このことから、現在、使用している「土佐れいほく公式ガイドブック」をリニューアルし、土佐れいほく地域の観光資源の魅力や過ごし方を発信し、認知度を向上させるとともに、来訪意欲を高めることにより、域内周遊・滞在型観光の促進と域内消費の向上を図ることを目的とする。

3 業務の内容

- (1) ガイドブックの企画、構成、デザイン、レイアウト
- (2) 資料収集、取材、写真撮影（必要に応じて）および原稿作成業務
(文字校正3回以上、色校正1回以上)
※掲載施設への連絡調整は、委託者が行う。
- (3) 印刷、製本、梱包および納品

4 契約期間

契約締結の日から令和7年3月28日まで

5 作成要件

(1) ターゲット

- ①山や川の自然をアクティブに楽しむファミリー層。
- ②山や川の自然の中で余暇を楽しみたいシニア層。

主に上記2点をメインターゲットとして、エリア内の周遊性を高める誌面の提案を行うこと。なお、メインターゲット以外の提案を妨げるものではない。

※本業務で制作する公式ガイドブックの配布先は、主に四国内の道の駅やSA、主要観光施設、飲食店等のほか、当協議会のウェブサイトにも掲載する。

(2) 構成

- ・誰もが読みやすく、分かりやすいデザインとすること。

- ・地域の魅力が効果的に伝わり、旅行者の来訪を促し、土佐れいほく地域での滞在や観光をイメージしてもらいやすい構成とすること。
- ・外国語版（主に英語）への展開を考慮したデザイン・構成とすること。

(3) 掲載内容

- ・「体験型観光」を軸とした特集またはモデルコースの紹介等を行うページを設けること。
- ・施設や観光資源等の位置情報・道路情報が分かりやすいエリア全体のガイドマップを設けること。
- ・「絶景・定番スポット」「アウトドア・キャンプ」「グルメ」「体験」「特産品」などのカテゴリー毎にコンテンツを紹介し、読者のニーズに合わせた情報にアクセスしやすい内容にすること。

6 印刷規格

- (1) 印刷色数：フルカラー（4色）
- (2) サイズ：B5版またはA4版のいずれか（提案による）
- (3) 頁数：20ページ以上（表紙、裏表紙を含む。ページ数は提案による）
- (4) 紙質：提案による
- (5) 印刷部数：15,000部

7 納品する成果物

- (1) ガイドブック 15,000部
- (2) ガイドブックのデータ（PDF形式）をDVD等に保存して納品すること。
- (3) パンフレット作成のための素材データ（取材・撮影等をした素材含む）二次利用可能なデータ形式での提供。ただし、二次利用する際は、別途受託者と協議のうえ、利用することとする。
- (4) 納品期限 令和7年3月24日（月）まで

8 予算額（委託料）

280万円以内（消費税及び地方消費税を含む）

9 成果物の利用及び著作権

- (1) 原則として、成果品の著作権は土佐れいほく観光協議会に帰属する。やむを得ず著作権を譲渡できない場合、企画提案時にその旨を明らかにしたうえで、事前に土佐れいほく観光協議会と協議し了承を得るものとする。
- (2) 成果品について、土佐れいほく観光協議会は観光プロモーション等のために冊子を配布するとともに、電子データをホームページ等で公表することができる。また制作にあたり取材、撮影等をした素材について、観光プロモーションやPRで使用するため、可能な範囲で提供すること。

10 その他留意事項

- (1) 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- (2) 本業務による著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、すべて委託者に帰属するものとし、委託者が著作権を行使する場合において、受託者は著作人格権を行使しないものとする。受託者は委託者の許可なく他に複製及び並びに貸与してはならない。著作人格権を行使しないものとする。
- (3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受注者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (4) 誌面に使用する写真、イラスト、モデルについては、使用期限を有しないものとする。
- (5) 受注者は、業務を実施するにあたり、発注者に緊密に状況を報告するとともに、指示に応じて修正を行うこと。
- (6) また、本業務を円滑に遂行するため、発注者は受注者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができることとする。
- (7) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議のうえ定めること。